アジア・アフリカ地域研究 第 14-2 号　2015 年 3 月
Asian and African Area Studies, 14 (2): 182-209, 2015

特集・現代アフリカにおける土地をめぐる紛争と伝統的権威

首長の再起と創り出される権力

──ウガンダ北部アチョリ社会における土地争いを事例に──

川　口　博　子 *

Resurgence of Chiefs and Establishment of Their Power: A Case Study of a Land Dispute among the Acholi in Northern Uganda

Kawaguchi Hiroko*

After independence, many African governments strived for modernization and nation building, and to this end they suppressed the indigenous kings and chiefs, regarding them as having fostered regional and ethnic distinctions. However, since the 1990s, when African states faced political liberalization and decentralization, not only African governments but also international institutions and donor countries began to support and strengthen kingship and chieftainship.

In Uganda, many kings and chiefs resurged after the amendment to the constitution in 1995 that formally recognized them. Chiefs of the Acholi in northern Uganda have created "Acholi kingdom," which has a paramount chief and a multi-layered institution to integrate their power. They also encouraged "Acholi tradition," which uniformly covers the whole Acholi region. This paper focuses on a meeting which chiefs held to deal with a land conflict, and clarifies the process in which chiefs exercised their power and their people accepted it.

In this meeting, chiefs advocated "Acholi tradition" as the basis of their legitimacy and utilized the institution of "Acholi kingdom" in order to exercise their power. However, their legitimacy was not an absolute one that people might accept unconditionally. The chiefs needed a lengthy process, in which their legitimacy was contested and negotiated. It was only through this process that their power was established and accepted by their people.

問題意識と目的

1990 年代以降，アフリカ各地で「首長位の復活（the revival of chieftainship）」[Binsbergen

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科，Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University
2014 年 7 月 3 日受付，2015 年 1 月 13 日受理

1999: 102］あるいは「伝統的指導者の再起（the resurgence of traditional leadership）」［Oomen 2005: 27］と呼ばれる現象が起こってきた．独立以後，アフリカの多くの国家は，近代化や国民国家建設という目標を高らかに掲げると同時に，地域的あるいは民族的な差異を表す者としての王や首長の立場を抑制してきた．しかし国民国家建設が次第に行き詰まり，民主化や地方分権化への政策転換を余儀なくされると，アフリカの国家が王や首長の立場を強化する政策に転じていっただけでなく，国際機関や援助ドナーたちも彼らの存在を見直した［Ubink 2008: 11］．

現在の王や首長は，決して一様に語ることができるような存在ではない．間接統治や直接統治といった植民地政府の統治手法によって，それまでの支配体制にさまざまな変容を迫られ，その権力を制限されたり失ったりした者もいれば［たとえば，Ray 2003a］，支配の構造のなかで利用され強化された者もいる［たとえば，吉野 1969］．さらに王や首長が存在しなかったような無頭制社会では，植民地政府が首長を創り出し，人びとも主体的にこの創造に関わってきたことが指摘されてきた［たとえば，小馬 1984; 中林 1984］．

いまや千差万別に乱立するアフリカの王や首長は，地域社会のみならず国家や国際社会のなかでいかなる正統性に依拠してその地位を維持し，いかなる役割を果たしているのだろうか．多くの王や首長が提示する正統性のひとつに，地域社会の人びとが求める「伝統」がある．王や首長の組織は人びとの歴史，文化，法や価値観，宗教，そして植民地以前の支配権の残片を体現化することができるのであり［Ray 2003b: 5］，「伝統の守護者（gurdians of our traditions）」［Rouveroy van Nieuwaal 1996: 55］として地域社会の要請に応えていると指摘されている．同時に彼らは地域社会の人びとと国家や国際社会をつなぐことで，「閉じられた社会の権威者ではなく，開かれた社会の媒介者」［松本 2008: 297］としての役割を果たしていることが強調されてきた．

国家もまた公的に王や首長の地位を承認している．たとえば 1992 年に改正されたガーナ共和国憲法第 270 条には，首長制度が保証され，国会は個人や当局に首長を承認したり退任させたりする権限を与える法を制定する権力をもたないことが言明されている．さらに国家が王や首長に一定の行政的・法的権限を認めることもある．ナミビア共和国で 2000 年に再発布されたナミビア伝統的権威法では，「慣習法をつくる」権限を伝統的権威者に与えることを規定した．これを契機にそれぞれの民族集団が慣習法を成文化し始めたが，慣習法の規定はしばしば国家法のそれと対立することで，実質的に否定されて変更を余儀なくされている［Hinz 2011］．つまり王や首長はその地位が政府によって公的に認められ包摂されているからこそ，政策や国家法による規制を受けざるをえない状況にある．

それでも現在の王や首長は，利害をめぐって国家や人びととのあいだで交渉を繰り返すことで，さまざまな正統性を創り出し続けていると指摘されている［たとえば，Nyamnjoh

2002]．そのため王や首長は，状況や対象に応じて彼らが果たしうる役割を選択しつつ，国家や社会とさまざまな交渉をおこなうことで正統性を生成する．

ウガンダ共和国（以下，ウガンダと記す）では，1995 年の憲法改正によって，「伝統的／文化的指導者（traditional/cultural leader）」（以下，伝統的指導者と記す）の地位が公的に認められた．ウガンダは 1962 年にイギリスから独立し，1967 年には当時のミルトン・オボテ（Milton Obote）大統領がウガンダ国内すべての王制・首長制を廃止した．これはウガンダ政府が，植民地政府による間接統治下で強化されたウガンダ南部のブガンダ王国の政治力を抑制しようとしたためであった．ところが 1986 年に政権をとったヨウェリ・ムセベニ（Yoweri Museveni）大統領は，ブガンダ王国とその人びとによる政権への支持をとりつけるために，王制・首長制を復活させた．つまりウガンダにおける王制・首長制の廃止・復活は，常に政府とブガンダ王国との対立と協調によって決定されてきた．しかしながら 1995 年に改正されたウガンダ共和国憲法の条文[1] には，伝統的指導者の地位は非政治的・非行政的であると規定され，司法的地位については言明されておらず，「文化的」であることが強調されている．中林は，ウガンダ政府が政権を維持するために妥協しながらも伝統的指導者の立場を操作して利用していると指摘している［中林 2006: 52］．同時に 1995 年以降，植民地期以前には中央集権的な政治体制をもたなかった民族が，王や首長を（再）創造するという現象が起こった．この背景のひとつには，植民地時代に優遇されたブガンダ王国とそのほかの民族のあいだに横たわる政治的・経済的格差がある．つまり憲法によって与えられる承認から得られる利益を求めて，多様な「政治的起業家（political entrepreneurs）」としての王や首長が誕生したのである［Englebert 2002: 53］．

ウガンダ北部のアチョリ社会では，植民地期以前から存在する世襲の首長（*rwot*，複数形：*rwodi*）たちが 2000 年に「アチョリ王国（Ker Kwaro Acholi）」を設立して，大首長（*lawirwodi*）を任命した．KKA の設立は当初，1995 年の憲法改正という国家政策とともに 1990 年代後半から始まる国際機関の援助に大きく依存していたが，首長たちは儀礼を実施したり慣習法を成文化したりすることによって，アチョリ全体において統合された「伝統」を創り出してきた．現在のアチョリの首長は「伝統の守護者」と「開かれた世界の媒介者」として慣習法をもちいて地域社会のもめごとの調停者となり，援助の受け皿としての役割を果たしている．しかしながら復活した首長の立場は確固としたものではなく，さまざまな状況に応じて首長たちは地域社会の人びとに対して正統性をめぐる交渉を続けている．

本論の目的は，アチョリの首長が開いた土地争いに関する会議における出席者の発言と応答をつぶさに記述することで，正統性が生成される具体的な過程を明らかにすることである．本

1）ウガンダ共和国憲法 16 章 246 条．

論では，まず現在のアチョリ社会にある重層的な首長組織の構造と社会的な位置づけを明らかにする．そして事例にもとづいて，首長が正統性を生成して権力を行使する過程を検討することで，地域社会における首長の役割を議論する．

1．調査地概要と土地問題

ウガンダ共和国北部にはアチョリという人びとが暮らしている．彼らは西ナイロート系の言語を話すルオ集団に属していて，その起原は南スーダンにあるとされる．この地域は，行政区分上でもアチョリ準地域（Acholi Sub-region）と呼ばれている[2)]（図 1）．本論で扱うグル県の人口は 2009 年時点で 35 万 7,400 人であり，人口密度は 103 人 /km^2 である［Twinomujuni 2011］．ただしグル県は，アチョリ準地域の中心地であるために全人口のうち 1/3 ほどがまちに暮らしており，残りの人口が村落部に住んでいるとすると実際の村での人口密度は 68 人／km^2 ほどであると推測できる．アチョリの人びとの主生業は農耕であり，屋敷地周辺には畑が広がり，乾季には火入れをおこなっている．自給用としてシコクビエやソルガム，サツマイモ，キャッサバ，トウモロコシ，落花生，豆類などを，換金用としてコメや綿花，ヒマワリ，サトウキビなどを栽培している．そして多くの世帯がウシやヤギ，ヒツジ，ニワトリなどの家

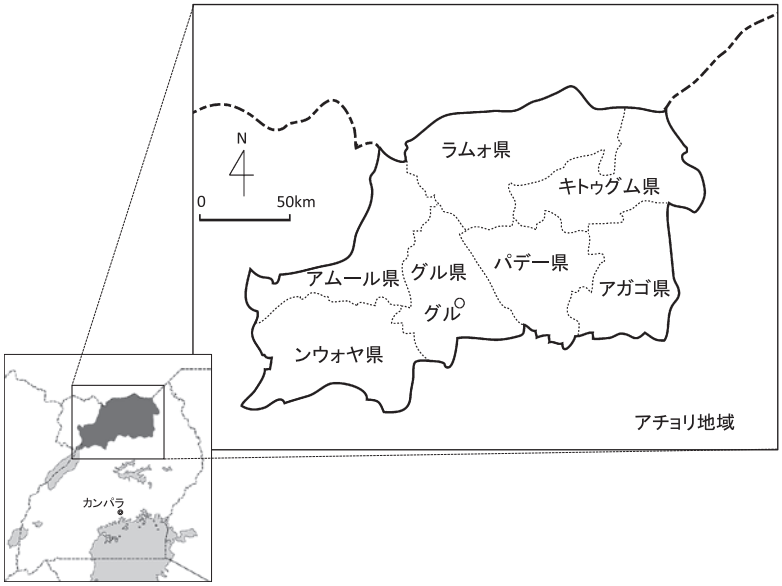

図 1　ウガンダ共和国とアチョリ地域

2) グル県（Gulu District），アムール県（Amuru District），ンウォヤ県（Nwoya District），キトゥグム県（Kitgum District），ラムォ県（Lamwo District），パデー県（Pader District），アガゴ県（Agago District）の 7 県を指す．

畜を飼養している．ただしのちに述べるウガンダ北部紛争の影響で，家畜数は極めて減少しており，人びとは現在，農作物を販売して得た現金で少しずつ家畜を増やそうと試みている．たとえばわたしの居候先であるグル県の家族は 2009 年時点ではウシを飼っていなかったが，2014 年現在までに 2 頭を購入して牛耕をおこなっている．またそのほかの生計活動として乾季には狩猟や漁労に従事することもあるが，農業への依存は極めて高いといえる．

アチョリの人びとは父系出自をたどる親族集団（*kaka*）を形成して，結婚後は夫方に居住する．この親族集団の規模はさまざまであり，共通の祖先を直接遡ることができない大規模な親族集団の下位に，それができる小規模な親族集団が帰属していることもある．小規模な親族集団のなかには，上位の親族集団と祖先を共有せず過去に編入したとされる親族集団もある．最上位の親族集団は，外婚単位であるといわれるが編入した親族集団がこの対象にならないなどの例外があるし，殺人による儀礼的忌避関係や賠償の受け渡しの単位としても言及されることもあるが，実際に動員される集団は下位の親族集団よりも小規模であることが多い．それぞれの親族集団では親族集団の長（*won kaka / ladit kaka*）と呼ばれる代表者が選出される．親族集団の長は，結婚した男性を中心とした年長者とともに親族集団内外の秩序を保つために，必要があれば集会を開き，争いがあれば調停をおこなって決定を促す．また，親族集団は首長を輩出する貴族親族集団（*kal*）と一般親族集団（*lobong*）に区別できる．世襲の首長のもとで複数の親族集団が首長国（chiefdom）を構成している．

植民地期より前のアチョリ社会において，土地に対する首長の権限は人びととの互酬的な関係のうえに成り立っており，首長が土地に住む人びとを保護することと引き換えに，人びとは首長に対して貢納や労役の義務を負っていた．こうした関係において，首長は「土地の父（*won ngom*，複数形：*wegi ngom*）」と呼ばれた［Oceng 1955: 58］．同時に親族集団が，それぞれの世帯によって利用されている耕作地や共有地を保有している．それゆえに首長は首長国において土地の独占的な分配権や所有権をもっていたわけではなかった．首長の役割は，親族集団間やほかの首長国とのあいだに境界争いが起こったときに，親族集団の長たちとともに調停をおこない首長国の土地を守ることであった．さらに人びとと土地に対して首長が行使できる権力は，人びとがその役割を期待して承認するから成り立つものであり，首長の強制や武力によるものではなかった［Bere 1955: 49］．この意味において，首長は首長国の土地全体の「受託者」であって「私的な所有者」ではなかった［Bere 1955: 53］．

植民地期には，イギリスがウガンダ南部のブガンダ王国に近代西欧的な土地所有概念をもたらした．ブガンダ王国では 1900 年にイギリスの保護領政府とのあいだに結ばれたウガンダ協定（Uganda Agreement）によって，それ以前は王に属するとされていた王国の土地が，王や首長などによって私有されるマイロ・ランド（mailo land）[3] と保護領政府によって管轄される王領地（Crown land）のふたつに区別された．そしてマイロ・ランドの所有者となった

首長は土地の私的所有，売買，贈与をすすめることで，その権威を高めた［平田 1999］．しかしブガンダ王国を除く地域では土地の私有化は導入されず，慣習的な土地制度が残された．1910 年にイギリスの保護領になったアチョリ準地域においても世襲の首長の地位は行政首長の出現によって次第に低下し，首長国や親族集団が再編成されたが，土地は親族集団によって保有され続けた［Bere 1955: 55］．そして独立後もウガンダの大半の土地が慣習的な土地保有制度のもとに管理され，政府が土地制度に介入することはほとんどなかった［Batungi 2008］．

アチョリ準地域では 2000 年代後半から，いたるところで土地争いが起こっている．ときに土地争いによる社会関係の軋みは，苛烈な暴力を発動させることもある．[4] 実際にグル県の治安判事裁判所（Chief Magistrate Court）[5] では，2003 年 1 月から 2010 年 7 月までに 2,010 件の土地に関する訴えが持ち込まれたが，そのうち 1,045 件が未処理のまま残されている［UNDP *et al*. 2010: 34］．

アチョリ準地域における土地問題には，ふたつの要因があげられる．ひとつはウガンダ北部紛争後の国内避難民の帰還である．[6] アチョリ準地域では 1986 年から始まった政府軍と反政府軍の武力紛争のために，一般住民の約 90%が 1996 年から政府によって半強制的に移動させられて国内避難民となった．この人びとは紛争終結後に村に帰還することができても新しい生活を始めるための財産をもっていなかったために，土地は非常に重要な資源であった［Oxfam 2007］．人びとは，国内避難民キャンプ内で年長者が死亡して土地の境界線がわからなくなったことや，早くに避難した者の土地を残った隣人が利用したことが近年の土地争いの原因であると語った．

もうひとつの要因は近年の土地制度改革である．1995 年に改正された憲法にもとづいた 1998 年の土地法（The Land Act 1998）によって，すべての土地がウガンダ国民に帰属するものとされた．この土地法は土地の登記によって個人所有または集団所有を強化しようという狙いがあったが，登記のために必要な諸費用がその実現を妨げていると指摘されている［Mabikke

3）この制度は，王・王室・大臣・郡首長およびほかの約 1,000 人の首長に土地を分割して，西欧的な概念による所有権を与えたもので，土地が 1 平方マイルを単位として測られたので，マイルのなまったマイロ・ランドと呼ばれるようになった［吉田 1978: 91］．

4）アチョリ準地域に関する情報を発信する Acholi Times というインターネットサイトは，2012 年 6 月に，グル県警に報告された 10 件の殺人事件の内 8 件は殺人の動機に土地争いが絡んでいると伝えている［Acholi Times 2012］．

5）ウガンダにおける土地に関する裁定は，地方議会Ⅱ裁判所（Local Council II Court）から始まり，準郡裁判所委員会（Sub-county Court Committee），治安判事裁判所（Chief Magistrate Court）に進み，最終的に高等裁判所（High Court）に持ち込まれる．

6）ルワンダ難民の帰還過程においては深刻な土地紛争が起こった．これは難民帰還にともなう構造的問題であったことが指摘されている．土地は生産手段として固有の重要性をもち，難民生活による長期の不在は土地の権利関係を錯綜させ，土地係争を惹起させやすくした［武内 2003: 270］．

2011]．また裁判には，法に関する専門知識や多額の費用が必要とされることも大きな問題になっている．実際には人びとは，Local Council 1（以下，LC1 と記す）の議長[7] などの地元の有力者と隣人が同席して当事者同士が書面を交わすという方法で土地の売買をおこなっている．慣習的な土地の保有では土地は売買できないものとして扱われているために，首長自身が当事者であったり隣人であったりする場合を除いて，首長が関与することはほとんどない．

こうした状況のなかで政府や NGO は，土地争いを地域内で処理するために首長を中心とした調停に期待を寄せているものの，首長を土地に関する裁定機関の末端に位置づけている［たとえば UNDP *et al*. 2010］．しかしながら実際には，裁判所に持ち込まれて判決が下った事例でさえも再度首長による調停がおこなわれる場合もあり，人びとにとっての首長の位置づけは裁判所よりも下位にあるとはいえない．首長は地域社会のなかで，慣習的な土地の保有制度にもとづきながら土地争いの調停を続けている．

2．アチョリの人びとと首長制

2.1　首長の歴史

現在のアチョリ準地域に首長を中心とした複数の親族集団が形成され始めたのは，1675 年から 1725 年頃のことであり，18 世紀末までに 70 ほどの首長国が形成された［Atkinson 1994: 77］．栗本は南スーダンからウガンダに分布する西ナイロート系民族の祭司・首長・王に関する研究から，「政治―宗教的指導者の権力は，出自をその正統性の根拠とし，彼らの中心的な役割は，自然のコントロールと暴力を食い止めること（紛争の調停）にあ」ること，「貴族」クランと「平民」クランの区別は一般的だが，「それは政治的・経済的な意味での階層化ではなく，…（中略）…基本的に平等主義的である」こと，「指導者と人びとのあいだの権力関係は，人びとの支持がある限りにおいて成立し，その関係は基本的に互酬性にもとづく」ことを指摘している［栗本 1988: 69］.[8] つまり首長の権力は絶対的なものではなく，人びととの社会関係のなかで保たれていた．

首長国が形成され始めてから 200 年ほどが経った 1800 年代の中盤には，一部の首長が強い力をもつようになった［Ogot 1996: 53］．彼らは，奴隷と象牙を求めてエジプトからナイル川を遡ってきたアラブ人たちと協力関係を結び，火器を手に入れて権力を強化し，周辺の集団との争いを繰り返してウシを中心とした家畜を略奪によって手に入れた［Dwyer 1972; Gray

7）Local Council（LC）という地方自治制度の村レベルの議長．村（Village），地区（Parish），準郡（Sub-County），郡（County）そして県（District）までの 5 段階の行政単位に，同順で Local Council 1（LC1）から Local Council 5（LC5）までの議会が設置されている．それぞれの議会には議長と評議員が選出される．

8）栗本［1988］はこのほかにも 4 点の結論を示しているが，本論では割愛する．

1948; Ogot 1996].

しかしながら 1910 年に，アチョリ準地域がイギリスの保護国の一部として組み込まれてから，首長の立場や人びととの関係に大きな変化が起こった．植民地化に対して人びとは首長を中心にして抵抗したが，鎮圧されて武器は取り上げられ壊された［Barber 1965］．植民地期には，グルに中央原住民議会（Central Native Council）がつくられ，アチョリの人びとが行政首長に任命された［Girling 1960: 197］．植民地政府は当初，首長やその息子たちを行政首長に任命したがその世襲的な地位は保証されず，のちにはミッションスクールに通った英語を話すことができるエリートが行政首長に任命されるようになった［Bere 1955: 52］．そして行政首長による徴税が首長への貢納にとってかわった．つまり首長が武力によって人びとを保護し人びとから貢納を受けとるという互酬的関係は失われたのである．

一方で 1944 年には植民地政府の助言によって，文化的活動を促進することを目的としたアチョリ協会（Acholi Association）が設立された［Ogot 2009: 282］．アチョリ協会は 1948 年に，10 年の任期がついた大首長の地位を設立した．植民地期より前にはそれぞれの首長が同盟を結んだり対立したりしていたが，植民地期には首長たちが大首長を中心としてひとつの民族集団としての「アチョリ」を創り出そうとした．

ところが 1962 年にウガンダ共和国が独立を達成したあと，アチョリ準地域の南側に接して暮らすランゴ出身のオボテ大統領は 1967 年に憲法を改正して，ウガンダ国内すべての王制や首長制を廃止した．ただしこれは，植民地期に優位な立場を与えられ，独立後も強い政治的権力を保持したウガンダ南部のブガンダ王国への政治的抑圧であった．この政策転換がアチョリの首長制にどのような影響を与えたかについては，調査を継続する必要がある．さらに 1972 年から始まるイディ・アミン（Idi Amin）政権は，前オボテ政権の軍隊の中心であったアチョリの人びとに対して抑圧的であり，軍隊による暴行や虐殺が繰り返された．しかしこのあいだでさえも，わたしが調査をおこなった地域の首長たちは人びとによってその地位を認められ，地域内で社会関係を調整する役割を担っていたという．

1986 年に現ムセベニ大統領が政権を奪取したあと，ウガンダ北部では 20 年以上にわたって政府軍と反政府軍による深刻な紛争が続いた．ムセベニ大統領に倒されたアチョリ人のティト・オケロ（Tito Okello）前大統領を支持する元軍人は，アチョリ準地域に逃げ込んでウガンダ人民民主軍（Uganda People's Democratic Army：以下 UPDA と記す）を結成し，彼らを追撃してきた政府軍と大規模な戦闘を開始した．また 1987 年には，アチョリの在来信仰にキリスト教の要素を取り入れた霊媒師（*nebi*）であったアチョリ人のアリス・ラクウェナ（Alice Lakwena）が精霊信仰運動（Holy Spirit Movement：以下 HSM と記す）を結成して政府軍と戦った．紛争が始まった当初には，一般のアチョリの人びとは政府への不満から反政府軍を支援する傾向があった．HSM は 1987 年に政府軍に敗北し，UPDA は 1988 年に政府との和

平協定に調印した．HSM の敗北後，ラクウェナのイトコであるといわれるジョセフ・コニー（Joseph Kony）が神の抵抗軍（Lord's Resistance Army：以下 LRA と記す）を結成した．ところが 1990 年代にはいって一般のアチョリの人びとの支持が薄れてくると，LRA は一般住民を攻撃して虐殺し，さらには誘拐して無理やり兵士にした．この 20 年にわたる大混乱のなかで，人びとの生活は一変し，国内避難民となることを余儀なくされた．カンパラをはじめとした国内の他地域や隣国，さらにはヨーロッパを中心としてアフリカ大陸の外に逃げた人びともいた．

この紛争がアチョリの首長に与えた影響は大きい．まず 1980 年代後半に兵士をはじめとする若者たちは HSM による信仰とラクウェナがおこなう儀礼を支持するようになり，首長や長老たちに従わなくなった［Behrend 1999: 24］．そして国内避難民となった人びとは生活の基盤を失い，それまでにアチョリ社会にあった日常生活は姿を消し，社会秩序を保つためのさまざまな儀礼を実践したり慣習的な制度を維持したりすることは難しくなった．

2.2　近年における首長の再起

アチョリの首長たちは植民地期以降，政府によって抑制され，紛争の長期化とともに弱体化していった．しかし，1990 年代後半にはいると国際社会や政府の影響を受けて首長をとりまく状況は徐々に変化し始めた．1995 年の憲法改正によって政府がウガンダ国内全土で伝統的指導者の地位を公的に認め，1990 年代後半からは，ウガンダ北部紛争で破壊された生活の復興を支援する国際機関がアチョリの首長に対する援助を開始した．つまり，アチョリの首長たちは政府と国際社会の両方から支持される存在になったのである．

首長たちは政府による一方的な方針転換によって好機を得ただけではない．一部の首長たちが政府と反政府軍である LRA のあいだでおこなわれた和平交渉の調停者として名乗りをあげ，徐々にほかの首長も続いたため，政府や国際社会から一定の功績を認められた．またイギリスではアチョリのディアスポラが中心となってアチョリの「伝統」をもちいた社会復興の重要性とそれを担う首長の役割を強調した［Pain 1997］．1990 年代後半から，首長たちはアチョリ準地域の外との関係を強めることで，アチョリ準地域内での立場を強化する契機を得たのである．

2000 年には，植民地期のアチョリ協会を原型とした「アチョリ王国（Ker Kwaro Acholi：以下 KKA と記す）」が設立され，紛争期以前に途絶えていた大首長も再度選出された．*ker* は「世襲の首長の権威」を *kwaro* は「祖先」を意味する．KKA は王国（kingdom）と自称していて大首長が王と呼ばれることもあるが中央集権的な政治体制はなく，それぞれの首長国内でも徴税や労役もない．植民地期以前には王をいただいていなかったような民族集団が「王国」の存在を主張することは，1995 年以降の伝統的指導者の再起・創造の過程においてウガンダ全土でみられる現象である．また，植民地期から政治・経済的に上位におかれ続けてきた南部

のブガンダ王国への対抗意識を表しているともいえる．実際にはKKAは，それぞれに独立した首長たちをつなぐゆるやかな組織である．そして政府やNGOによる援助物資を受けとり，それを首長国ごとに分配し，またみずからが開発のためのプロジェクトを実施する組織でもある．

設立のときには，国際社会の援助を受けた一部の首長たちが中心となって，NGOや地方役人の関与のもとに，アチョリのそれぞれの親族集団と紛争によって弱体化していた首長を特定して，54人の首長を登録した［Bradbury 1999］．KKAは首相と各大臣を任命し，委員会を組織し，メンバーとして有力な親族集団の年長者や女性を選出しているが，KKAに所属する首長のなかでは大首長を中心とした有力な首長とそうでない者とのあいだに地位や権限の格差が生じている．それゆえに実際にはKKAは決して一枚岩ではなく，有力な首長内部やそのほかの首長とのあいだで摩擦も起こっている．KKAの声明によればKKAの設立は，1995年に改正されたウガンダ共和国憲法が提唱する「発展のための文化の促進と人間の尊厳の侵害の禁止」[9]に依拠している［KKA 2005: 1］．その目的は，伝統的な紛争処理と浄化儀礼をおこなうこと，アチョリの文化的実践と伝統を保護すること，そして政府や地方政府，NGOと連携して地域社会を動員し啓発することである［KKA 2005: 3］．

援助機関はKKAをとおして国内避難民を対象に「文化復興」を目的とした援助をおこなった．たとえば国内避難民キャンプ内の子どもたちを組織して，アチョリのダンスを教え，キャンプ内または複数のキャンプ間で大会を開いた．また元LRA兵士を地域社会に再統合し，[10]紛争を経験した人びとのトラウマを解消する目的で[11]さまざまな「伝統的儀礼」をおこなった．

このときKKAは「伝統復興」の重要性を説くと同時に，若者を中心としてアチョリ全体が「伝統喪失」の危機に瀕していることを強調し続けてきた．「アチョリの伝統」は，紛争という社会的大混乱によって失われたがゆえに，復興とともに取り戻さなければならないものとして扱われた．

さらにKKAは，アチョリ社会内での慣習法によるもめごとの調停を促進してきた．2000年にKKAが設立されると同時に，首長たちは賠償の対象になる行為と支払われるべき賠償額を規定した「アチョリの慣習法（Cik me Tekwaro pa Acholi）」を制定し，これを冊子にして

9）1995年改正ウガンダ共和国憲法では，33条6項で女性の権利について，37条で文化あるいはそれに類する権利について，178条で県内の協力について，246条で伝統的または文化的指導者の組織について定められている．

10）元LRA兵士を再統合するための儀礼として代表的なものに、「ニワトリの卵を踏む（*nyono tong gweno*）」儀礼がある．この儀礼は，長期にわたって家を離れていた者から「外」の霊を払い落として浄化し，同時に不在によって生まれる疎外感などの問題を解決するものであると説明された［榎本 2006］．国内避難民キャンプで，一度に1,200人の元LRA兵士を対象にして実施されたこともあった．

アチョリ全土に配布した［川口 2014a, 2014b］．これによってすべてのアチョリの首長とその関係者がおこなう調停において同じ冊子が参照されるようになった．そしてこの冊子は参照されるほどに権威を帯びるようになり，冊子をもっている者こそが調停者であり，冊子が調停者の発言を権威づけるようになった．

調停をおこなうメンバーとして，首長のもとには副首長（*jago*）か議長（*won kom*）のどちらかまたは両方がいて，さらに書記（*karam*）や，会計係（*lakan lim*），使者（*lakwena*），評議員（*lamemba*）などがいる．[12] 副首長は，次期首長が幼年であり首長位の継承が困難なときや首長が地域に不在である場合におかれることが多く，副首長がいない首長国も多数ある．また議長の人数はさまざまであり，広い首長国では準郡（Sub-county）ごとに議長がおかれている場合もあれば，首長がその役割を担っているために議長が存在しない場合もある．そのほかの役職は個人の経験や技能に応じて，そして評議員は特定の地域や親族集団に偏らないようにして選ばれる．こうした組織構造において，一般的に調停者をつとめるのが副首長または議長以下の構成員であり，首長は彼らが処理できなかった問題を扱う．首長とこれらのメンバーが，人びとからの訴えを聞く場として定期的な会議（*kacoke*）[13] を開く場合もある．

このように KKA を設立した首長は，儀礼のための集会や地域復興を目的としたプロジェクトをおこなうことで政府や国際 NGO と一般の人びとをつなぐ者として公的な再起を遂げた．地域社会の人びともまた首長を新しい援助の受け皿として認識しており，期待を強めてきた．

11）援助機関は，人びとがいだいた紛争による不特定多数の死者への恐れをトラウマであるとした。そしてトラウマを解消するためにはこれらの死者を弔う必要があるとして「死者を浄化する（*moyo jok*）」儀礼と「地を浄化する（*moyo piny*）」儀礼をおこなった。アメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）が中心となって KKA に資金援助をおこない，KKA は 2009 年 3 月現在，17ヵ村で浄化儀礼を実施し，さらに 48ヵ村での実施を予定した［IRIN 2009］．このほかに Caritas，Justice and Reconciliation Project（JRP），Agency and Cooperation and Research in Development（ACORD）や Gulu Support the Children Organisation（GUSUCO）などほかの援助機関が資金提供をおこなって儀礼を実施しており，アチョリ準地域でおこなわれた儀礼の総数は上記の数よりもはるかに多いと考えられる．一方で，KKA がおこなった「伝統的儀礼」はアチョリの「伝統」に則していないという批判がある．たとえば人類学者のアレン（Tim Allen）は，元兵士を村に迎え入れるための儀礼に実際に出席したときの印象を「公的な歓待の儀礼は多くの出席者にとって，本当にはそれほど重要ではなかった」と記述している［Allen 2008: 250］．さらに，実施されたものは KKA によって創造されたものであるとも批判している［Allen 2006, 2010］．しかし，それではなぜ「それほど重要でない」儀礼に，人びとは参加したのかという問いには十分な答えが与えられていない．また，「KKA によって創造された儀礼」を実際に人びとがどのように受け止めたのかという問いに対する答えも然りである．しかし頁数の問題上，これらに関する議論は別稿に譲ることにする．

12）ここでは，大多数の首長国において共通する調停に関与する役職をあげた．調停をおこなう体制は，首長国ごとに異なるため，ここにあげた役職以外が存在する場合もある．

13）アチョリ語で集会を指す一般的な語．首長が開く会議も *kacoke* であれば，地域の人びとが任意でつくったグループの集まりなども *kacoke* と呼ばれる．

そして国際NGOの方針と国内避難民であったアチョリ準地域の社会的状況に則して「伝統」に依拠した活動をおこない，慣習法をアチョリ準地域全土で統一して成文化することで，「伝統の守護者」としての地位を築いた．KKAの再設立でもっとも重要なことは，すべての首長国を統合した組織であるKKAがアチョリ全体の権力者として振舞いうることであり，それはひとりひとりの首長がそれぞれの地域でいかなる役割を果たそうとも，成しえなかったことである．そしてKKAの活動には，植民地期以降から現在にいたるまで政府の介入や紛争などの社会状況によって弱められてきた首長制を再構築しようという強い意図が反映されている．

3．行き詰まる土地争いに対する首長の関与

3.1　パティコと首長の歴史

グル県の中心のまち（グル）から北に25 kmほど進んだところにあるパティコ準郡（Patiko Sub-county）には，道路の両脇に20軒ほどの商店が立ち並ぶトレーディングセンターがある．その北西には，アジュールという丘がのっぺりと佇んでいて，この地域は丘にちなんでアジュールと呼ばれている．トレーディングセンターから丘に向かう途中には，小さな，しかし植民地期以前のアフリカを知るためには重要な遺跡がある．「ベーカーの砦（Baker's Fort）」である．1850年代には，この岩山の砦はアラブ人の奴隷商人の基地になっていて［Ogot 1996: 53］，1872年にイギリス人のサミュエル・ベーカー（Samuel Baker）がこの地に到来し基地を建設した［Moorehead 2000: 166-170］．ベーカーの砦は，天然の巨大な岩と岩の隙間や3つの石垣の倉庫によって構成されている．現在は廃墟となっているこの砦の周辺ではウシやヤギが草をはみ，岩の上で人びとが洗濯物を乾かす風景が日常的にみられる．

パティコ準郡という地名は，この地域の首長を輩出する親族集団であるカル・パティコ（Kal Patiko）に由来している．パティコ準郡では，首長のもとにカル・パティコのほかに6つの親族集団が帰属している．[14] 親族集団が保有する土地には丘や川など自然の地形によって境界が設けられているが，植民地期につくられた行政区画によって創り出されたものもある．この地域の人びとは，それぞれの親族集団に所属する人びととそれぞれの親族集団が保有する土地の全体を指して，「パティコ」と呼び，親族集団と土地は，重なり合うものとして捉えられることが多い．ただし現在パティコ準郡の各地には，これら7つの親族集団のほかにもさまざまな親族集団が暮らしていて，必ずしも一定の土地をひとつの親族集団が占有しているわけではない．

パティコの首長国はパティコ準郡とその南に位置するブンガティラ準郡（Bunagatira Sub-county）から形成されている．パティコの現首長Xのもとには同じ親族集団に属する副首長Y

14）プグウィニ（Pugwiny），パゲヤ（Pageya），パガン（Pangan），パランガ（Palanga），パチュワー（Pacwar），パニャギラ（Panyagira）の6つである．

がおり，地域のなかで強い権力をもちながら首長 X を支えている．パティコ準郡では議長を兼任する副首長 Y が，ブンガティラ準郡では有力な親族集団のなかで世襲される議長が，毎月定期的な会議を開いてもめごとの調停などにあたっている．そして議長レベルで処理不可能だと考えられる問題は首長のところに持ち込まれる．パティコの首長のもとには階層だった組織が整備されていて，一見すると首長が強い権力を行使できるような体制が整っている．

ところが，首長 X の存在はその地域社会から乖離して危ういものになっている．2000 年の KKA の再設立にともなって，首長 X の父である M はパティコの首長として即位したが，アジュールに住むことがないままに，2010 年に死亡した．首長 X は，2011 年に政府がアチョリの首長それぞれのために建てた家兼事務所に 2013 年になって住み始めたが，首都であるカンパラとグルのまちにも自宅をもっている．首長 X は高等教育を受けたエリートであり，首長位を継ぐまではヨーロッパや南アフリカ共和国でビジネスマンとして働いていた．首長 X はほとんどアジュールに住んだことがないままに，首長位を継承したのである．

さらに植民地期以前のパティコの首長の歴史は特殊である（図 2）．植民地期以前，現首長から 5 代前の首長 K は人びとの生活を助けて外来者を庇護しながらアジュールの丘に暮らしていて，死後に丘の麓に埋葬された．首長 K は，首長と人びととのあいだには互酬性にもとづいた緊密な関係が存在していたことの象徴として語られる．ところが首長 K の息子である首長 O がベーカーの砦を拠点にしていたアラブ人の奴隷商人と争ったことを機に，首長 O と彼に従う人びとはアジュールを離れて長い移動の旅に出た．そして首長 O から 2 代あとの首長 L が道中で死亡したあと，彼の異母弟 L′ がまだ幼年であった M（現首長 X の父）の後見人として副首長に即位して 1937 年にアジュールに戻ってきた．しかしながら旅に出た人びとがアジュールに戻ったあとも，首長の地位が継承されることはなかった．なぜならば，成長した M は首長位を継ぐことを拒否し，植民地行政官としてウガンダ各地を転々としたからである．さらにアミン政権下で，彼はスーダン南部（現・南スーダン）に逃亡し，1980 年代にウガン

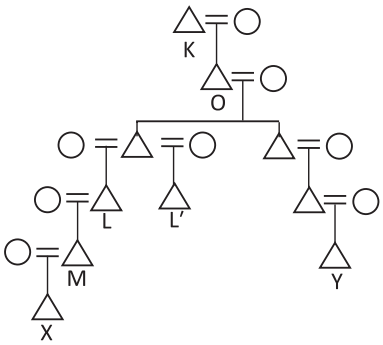

図 2　首長の家系

ダに帰ってきてからもグルのまちに暮らしていた．つまり植民地期以前に首長 O がパティコを去ってから 100 年以上のあいだ，パティコには首長が存在しなかった．

首長のおもな役割は調停をおこなうことであるが，首長 X 自身が地域社会においてこの役割に従事することは希である．一方で彼と KKA とのつながりは安定しており，グル県において KKA が主催する集会に出席し，地元紙に取り上げられることも多々ある．パティコの人びとは，一般的には首長が尊敬の対象であると語る一方で，「首長の土地はここにはない」と口にする者もいる．つまり首長 X の果たしている役割は，KKA と同様に地域社会のなかでは新しいものであり，人びととの関係も不安定である．この点において首長 X の立場はアチョリ準地域のほかの首長と比較しても危うげなものである．それゆえに人びとは首長 X 自身よりも，以下に述べる副首長 Y の存在と彼が果たす役割をとおして「パティコの首長」を語る．首長 X は，人びとが直接評価しうるほどの存在感がないとさえいえるかもしれない．

現在のパティコでは，首長 X の近い親族である副首長 Y が首長の代理をつとめるような強い力をもっている．副首長 Y は波乱にとんだ長旅のなかで生まれ，首長 M とともに 1937 年にその足でアジュールの地を踏みしめた人物である．当時 5 歳であったためにそのときの記憶は定かではないというが，首長 K を中心とした秩序だった社会があったとされるアジュールこそが「帰るべき土地」であり，その首長 K が眠るアジュールの丘こそがパティコの首長位を象徴する土地であると考えている．アジュールに戻ってからは小学校教員となり，定年のころには校長にまでなった．人びとからは「先生」と呼ばれることもある．

現在，副首長 Y はパティコ準郡の議長として月に 2 回定期的な会議を開いている．会議の役割は土地の分割や相続，婚資の支払い，離婚後の子どもの所属，傷害や殺人事件の調停である．会議に持ち込まれるもめごとのほとんどは，当事者たちが主張を述べたあとに副首長 Y と会議のメンバーたちの経験と知識，そして KKA によって成文化された慣習法の冊子をもちいて処理される．これが実際には，地域社会においてもっとも重要な首長の役割である．ただし植民地期から 2000 年に首長位が継承されるまで，この会議を維持してきたのは親族集団の長を中心とした年長者たちであったし，1986 年以降には内戦のために 20 年にわたって機能しえなくなっていた．

副首長 Y は 2000 年にその地位に就いてから，この会議を復活させてみずからが議長となった．こうすることで副首長 Y は，親族集団の長に委ねられてきた権力を首長のもとに再統合したのである．それは現在の首長が，長期にわたる不在期間を超えて親族集団の長とともにパティコの秩序維持を担う存在になるために必要なことであった．この過程において，パティコでは副首長 Y こそが慣習的な実践を維持し，実際に権力を行使してきたのである．

3.2　パティコにおける土地争いの概要

紛争が終わると同時に，グルのまちから手軽に出かけることができる観光地になったベー

カーの砦とアジュールの丘には，観光客が頻繁にマイクロバスやランドクルーザーに乗ってやってくるようになった．しかしながら，彼らはトレーディングセンター周辺を歩き回ることがなく砦と丘を見るとそそくさと帰ってしまうので，この地域に利益をもたらすことはほとんどない．それゆえに観光客からの利益が地域社会にもたらされる可能性は，人びとにとって大きな関心の的になっている．

パティコでは 2010 年前後に，深刻な土地争いが起こった．この土地争いの中心的な人物は，アジュールの丘の麓に住むＺという事業家の男性である．Ｚは丘と砦の中間に屋敷地をもっており，丘を含む約 7 km^2 の土地の所有権を土地法（The Land Act 1998）にもとづいて主張すると同時に，ベーカーの砦を訪れる観光客を対象としたホテルを建設する計画を立てている．[15] これに対してＺの隣人たちと首長がその土地をめぐってＺと争っている．

Ｚとその親族は，パティコ準郡内の別の地域からの移住者であるが，40 年以上にわたって現在の土地に住んでいる．Ｚの父は公務員であり，道路工事の現場責任者として 1960 年代後半にアジュールに赴任した．このとき，Ｚの父はベーカーの砦の近くにあった公営のゲストハウスに住んでいた．Ｚの父は，道路建設が終わってからもそのままアジュールに住み続け，現在の屋敷地に家を建設した．そのあと，Ｚは父を頼ってこの地に暮らすようになった．

1970 年代に，Ｚの父は丘の北西側を切り拓き，農場を建設した．Ｚの父は，この農場で近隣の人びとが農作業を手伝う代価として，現金や石鹸などを手渡していた．隣人のなかにはＺの親族と婚姻関係を結び，お互いの家を行き来して共食するほどに良好な関係をもつ者もいた．一方で 1980 年代に，Ｚは農場からアジュールを含む一帯で登記のための測量をおこない，農場の西側に標石を設置した．Ｚは，財産を保護するためには土地登記が重要であることをＺの父が当時から知っていたと語った．ただし，正式な登記はされていない．また土地を登記するためには法的にも隣人の証人が必要であるが，隣人たちは測量がおこなわれたことを知らなかったという．1986 年にウガンダ北部紛争が勃発したために，Ｚとその親族はグルのまちに避難した．このあと，アジュールに残った隣人たちも 1990 年代後半から屋敷地を棄てて，トレーディングセンター周辺に配置された国内避難民キャンプに移住した．

そしてＺとその親族がアジュールに帰ってきた 2009 年から，土地争いが始まった．Ｚは 1980 年代におこなった測量にもとづいて作成したという地図をもちいて，周辺の土地に対する権利を主張しているが，隣人のだれひとりとしてＺの主張を認めていない．たとえば，Ｚはトレーディングセンターの一部を自分の土地であると主張したが，LC1 の仲裁によって断念した．またアジュールの丘の東側の土地では，Ｚと隣人のあいだで弁護士を立てた協議がお

15) ただし丘も砦も，グルからの利便性が観光客を寄せ付ける大きな要因であって，この地でのホテル経営がうまくいくのかどうかという点には疑問が残る．そしてＺの本当の目的は，ホテル建設ではなく，アジュールの丘そのものを切り崩して石材として売却することにあるとささやく人物もいる．

こなわれ公式に土地の境界線を定めた．Ｚの農場があった土地の南側では，Ｚと隣人が裁判所で争った末にＺが勝訴した．しかし隣人が立ち退かなかったために，2010 年に警察による強制執行がおこなわれた．隣人の小屋が破壊されて，隣人と警察の乱闘のなかで警察が発砲したために隣人の若者がひとり死亡したといわれている．またこの隣人の親族 28 人と駆けつけた副首長Ｙが警察に連行された．

この時期からＺは権利を主張する土地に血気盛んな息子たちを配置し，人びとが立ち入らないように昼夜を問わず見張りをさせた．これに対して隣人は隙をみて畑を破壊するなどして，暴力をともなった事件が続いていた．副首長Ｙは当初，積極的に当事者間の調停をおこなおうとしたが，Ｚは彼の呼びかけにはまったく応じることがなかった．やがて副首長Ｙは，土地は親族集団に帰属するものであると主張して，Ｚに対して次第に強硬な姿勢をとるようになった．副首長Ｙは「Ｚの親族集団はアジュールから出ていけ」とラジオで話したこともあったと，Ｚと同じ親族集団の年長者は語った．

隣人たちの目に映ったＺは，LRA による脅威が去ってからしばらくして始まった国内避難民の帰還を機に，財力と国家法を利用することで土地を獲得すると同時に観光化による利益を独占しようと目論んだ逸脱者であった．Ｚが近代的な土地制度や裁判，警察を利用すればするほど，隣人たちはＺに憎しみを抱いた．その結果，親族集団が土地を保有するという慣習的な概念が人びとにとっての具体的な拠り所として立ち現われ，問題は親族集団に言及した確執に拡大し，それを守る者として副首長Ｙがさらなる介入をおこなうようになった．

さらにＺはアジュールの丘に対する権利も主張している．もちろん副首長Ｙは丘が首長家のものであるとしてＺを激しく糾弾していたが，首長Ｘ自身が一連の土地争いに直接的に関与することはなかった．そしてアジュールの丘をめぐる首長ＸとＺの争いは，破壊や暴力をともなっていない．また公的な裁判などの手続きも始まっていない．ただしアジュールの丘がだれのものであるかという認識も人びとのなかではさまざまである．アジュールの丘は木材の採取や放牧のための地域住民の共有地であると語る者もいれば，首長の不在を理由にアジュールには首長Ｘが保有する土地自体がないと語る者もいる．つまり実際には首長Ｘが主張するアジュールの丘に対する権利だけでなく，その地位さえも決して盤石なものではないのである．

この土地争いからみえてくることは，20 年にわたって同じ土地に暮らしてきた隣人たちが，国内避難民キャンプからの帰還過程と近代的な土地制度による強硬な措置をとおして確執を深めていく姿であると同時に，この争いに強く関与することができない首長Ｘの立場の危うさである．そして事態はだれひとりとして望まない方向に転がり，人びとは泥沼の争いから抜け出すことができなくなった．こうした状況のなかで次項に詳述する KKA と首長による会議が開かれたのである．

3.3　首長によって開かれた会議

2012 年 9 月 1 日と 10 月 20 日，KKA は首長 X の要請を受けて，大首長の名のもとにこの土地争いを処理するための会議を開いた．この会議の具体的な目的は，アジュールがだれのものであるかを明らかにすることであったと同時に，地域住民と Z とのあいだに起こった暴力的な争いを収束させることでもあった．この会議は，アジュールのトレーディングセンターのすぐそばにある小学校の庭でおこなわれ，会議に関心のある者はだれでも参加することができる開かれた場であった．2 度の会議では，それぞれ 200 人以上の地域住民が入れ代わり立ち代わり集まり，Z の親族たちも 50 人余りがまちから数台の車に乗ってやってきた．そして 7 人の KKA のメンバーが集まった．7 人のうち 2 人はほかの地域の首長であり，その 1 人は大首長代理を任せられていた．首長ではない 5 人のうち 1 人は大首長と同じ親族集団の年長者であり，残りの 4 人は大首長の親族集団に属する KKA の関係者であった．この関係者の 1 人が会議の進行役を務めた．

1 度目の会議では 13 時ごろに KKA のメンバーを乗せた車が到着した．人びとは立ち上がって敬意を払いながら，KKA のメンバーが会議場に入ってくるのを見つめた．KKA のメンバーが席に着くと，地域の女性たちが息の合った様子で伝統的な歓迎の踊りを盛大に踊って出迎えた．そして開会のあいさつのあとに，すべての参加者がうやうやしく国歌とアチョリの民族歌[16] を斉唱した．

KKA のメンバーと首長 X は一番奥の席の独立した立派な椅子に座り，その向かって左側に行政役人と警察，その隣には副首長 Y や年長者たち，そして当事者や関係者がそれぞれの集団ごとに座った．席は半円を描くように並べられたが，KKA のメンバーと首長 X の右隣りに座る者はいなかった．この座り方にみられる上下関係は，準郡ごとに議長が開く会議でも遵守されている．そしてそのさらに外側を近隣住民が地面に座ったり立ち見をしたりしながら取り囲んだ．KKA と首長 X がもっとも強い権力者であることは，この場の構成からも明白であった．

1 度目の会議は，KKA が Z に陳述する機会を与えるところから始まった．Z はこれまでに隣人たちが自分に向けた暴力を列挙しつつ，土地争いが裁判によって解決したにもかかわらず，判決に納得しない住民たちが自分の命を危険にさらし，財産と土地を奪おうとしていることを，淡々と述べた．さらに彼は隣人たちが首長を巻き込むことで問題を大きくしようとしていると強調した．KKA と首長 X は Z の発言をときに強くたしなめながら，Z が主張している土地の権利について隣人たちの声を聞いた．隣人たちはみな，生真面目に自分の名前と親族集団を名乗ってから語りだした．彼らは Z の父がアジュールに移住してきたときの状況を思い

16) 植民地時代にアチョリ協会によってつくられた．実際にはこの歌を知っているアチョリの若者は少ないかもしれない．

出しては口にしたが，だれひとりとしてＺに屋敷地から立ち退くように言う者はいなかった．

しかしある年長者がＺによるホテルの建設計画に言及したことを契機に，隣人たちはＺがこの地に住み続けることができる条件としてホテルを建設しないことをあげた．隣人たちがＺによる観光利益の独占を阻止しようとしていることは明らかであった．秘密裏にＺを支持する者もいるというが，会議のなかではＺの所属する親族集団の人びとを含めてだれひとり，ホテル建設に関してＺを支持する者はいなかった．観光化をめぐる話が 3 時間ほど続いたあと，雨季特有の驟雨が会場を襲った．人びとは蜘蛛の子を散らすように走り出し，軒下や車のなかに身を寄せた．そのまま，次回の日時だけが告げられ，人びとは家路についた．

2 度目の会議に集まった人数は 1 度目よりも若干少なかった．この日の会議は 13 時に始まる予定であったが，まちから来るＺ一家を乗せた車が途中で故障したために実際に議論が始まったのは 14 時 40 分であり，終了した 19 時 10 分までの時間は計 4 時間 30 分であった．

14 時 40 分に首長Ｘが会議を始めることを告げたあと，KKA のなかの大首長代理が話し始めた．「パティコには 7 つの親族集団がある．パティコはパティコの人びとのものだが，首長によって導かれている．ここに集まれ．この問題は，今日で終わるべきだ．長いあいだ，人びとは首長と争うことがなかった．もし首長と争う者がいれば死ぬだろう」と言い，首長に従って地域の秩序を保つことの重要性について演説した．

KKA と首長が話し終えたあと，15 時 3 分から弁護士であるＺの娘が堂々と強い調子で語り始めた．彼女は以下のように言った．「わたしが好きではないのは，ここに集まった首長のまわりの年長者たちです．彼らはだれが土地をもっているのかをわかっていません．わたしたちは，あなたたち（KKA のメンバー）をわたしたちの首長のように愛しています．年長者たちは首長を間違うようにしむけようとしています．わたしたちはウガンダが変わったことを愛して，そして知らなければなりません．憲法と副首長Ｙが別のことを言ったとき，どちらが正しいのですか．わたしたちはわたしたちがかかえる問題のために，心安くありません．」このときＺの親族は彼女を援護するように同調する声をあげた．

これに対して KKA の年長者は，「年長者たちが首長Ｘを間違うようにしむけている」という発言に対して強く反論して「わたしはお前にたずねる．問題は首長にあるというのか．すべての土地は首長のもとにある」と言ったあと，土地争いのなかでＺがとった一連の行動を批判した．これに対してＺの娘がさらに反論したあと，数人が続けて発言した．

15 時 27 分には，Ｚの妻が国家法とは別の論点から土地に対するＺの正当性を語り始めた．「アジュールの丘はＺのものです．紛争が終わってわたしたちがアジュールにもどってきたとき，人びとは拒否しました．しかし前首長Ｍは『わたしは，ここ（アジュール）に土地をもっていない．この土地はＺのものだ』と言いました．（紛争前に）Ｚが土地を耕し始めたとき，そこにはだれもいなかったのです．そのあと，わたしたちは農場をつくりまわりの人たち

はその農場で働いていました．Ｚの父は困ったことがあれば人びとを助けました．それなのに今，彼らはわたしたちの作物のすべてを壊したのです．」そして彼女は，Ｚの父がパティコに移住してきてから現在にいたるまで，彼らがパティコで平和裏に暮らしてきた過去を強調した．

これに対して副首長Ｙに近いひとりの年長者は 16 分にわたって，パティコの 7 つの親族集団のなかでＺが属する親族集団がさいごに首長のもとに加入したという伝承，[17] 植民地期以前にアジュールの丘に居住していた首長Ｋがそこに埋葬されたこと，そしてアジュールの丘は植民地期以前に首長とともに旅に出たパティコの人びとにとって「帰るべき土地」であったという思い入れを語った．このとき，Ｚの親族の若者からは「またその歴史か」という野次や笑い声が起こった．そしてさいごに年長者は「Ｚの父は移住者であり，Ｚの土地はここにない」と言い切ったのである．これに対して数人が 1 分刻みに発言したあとに，KKA の年長者が「首長がパティコを離れているあいだに，よそ者（Ｚの父）が雨露をしのぎにやってきたのか」と年長者の話を肯定的に受け入れる相槌をうった．このあと KKA と副首長Ｙが年長者の演説を後押しし，補足するような発言を続けた．これに対して，Ｚの息子が業を煮やした様子で「ここに事実はありません」と言い，さらにＺとＺの妻が発言した．このときの発言は 1 分刻みの短いものであった．

16 時 13 分に，副首長Ｙがある覚え書きを KKA に渡した．この覚え書きは，過去にＹが自分の父から受け取ったものであり，「外来者であるＺの父がアジュールに暮らすことを（のちに首長になる）Ｍが許可した」という内容であった．Ｙは覚え書きの内容と当時の状況を話し，大首長代理がその覚え書きを確かに受領したことを示した．そして別の年長者が「Ｚはあの土地（アジュールの丘）を手にして，息子を首長にしようとしているのです」と言った．これに対してＺの息子たちが「年長者たちが言っていることは間違っています．土地の境界を見に行きましょう」と発言した．これに対して副首長Ｙと年長者が短く反論した．そして別の年長者が「パティコのわたしたちの家は死んでしまいます」と発言した．Ｚの親族はまた副首長Ｙや年長者のことばを否定し，自分たちは自分たちの土地を守りたいだけだということを繰り返した．これに数人が言葉を続けた．

17 時 13 分になると，Ｚと土地を争っていた隣人 6 人がＺを非難するように争いの顛末を語り始めた．土地争いのなかでＺが警察を連れてきて強制措置をとったときに，大規模な乱闘が生じたことで，隣人ひとりが死亡したことが強調された．Ｚの娘と息子は，Ｚが裁判で勝訴した土地から隣人が出て行かなかったので仕方なく警察を連れてきたのであり，それは合法であったことを主張した．そのあとに副首長Ｙの妻が，自分が 1958 年に嫁いできたときには

17）Ｚの親族集団であるパニャギラ（Panyagira）の人びとは，定住する土地を求めて旅をしていたときに，パティコで人びとが臼（*pany*）をつく音を聞いて，その人びとに土地を乞い，定住した，という伝承である．

Zの親族はアジュールにいなかったことを付け加えた．

夕日が西の空に消えかかる18時8分，KKAのメンバー全員と首長Xによる総括が始まった．KKAのメンバーそれぞれが，「Zはパティコに属している．土地の問題は首長のもとに持ち込まれるべきである．わたしたちはつながっていなければならない．（物事を知らない）子どもを人びとの前に連れてきてはいけない」といった発言をした．そしてずっと沈黙していた首長Xは「Zはパティコの一員である．お前（Z）が拒まないならば，わたしたちはこの問題を終わらせるだろう．もしお前（Z）が譲らなければ，また死が訪れるだろう．人びとはお前（Z）を赦し，お前（Z）も人びとと協調しなければならない」と発言した．このあとZに発言する機会が与えられた．Zは首長Xの言ったことに同意を示しながらも「土地の境界線を見に行きましょう」と強調した．Zの発言はたった1分で終わった．そして大首長代理が19分にわたってアチョリの正しい行動規範に関する演説をして会議を締めくくった．あたりはすっかり真っ暗になり，人びとは家路を急いだ．まちからやってきたZの親族たちは足早に車に乗り，KKAのメンバーたちは首長Xの家に去って行った．KKAは後日，Zが主張する境界を確認しに行くことを約束したが，そのあとKKAがアジュールに現れることはなかった．

そして会議のあとに暴力的な争いは収束に向かった．実際には解決にいたったことはなにひとつなく，土地の境界がどこにあるのかもアジュールがだれのものであるのかも明らかにされなかった．しかしながらZも隣人もそれまでの争いを中断し，事実上の棚上げ状態に落ち着いた．

4．会議の論点と首長の権力の所在

ここで会議での発言を手がかりに，会議の参加者たちがどのように何を主張して議論が進んでいったのかについて，対立軸となる問題の所在と対立する主体の関係を明らかにしながら整理しておこう．

まず1度目の会議から，アジュールに住む人びととZの対立が鮮明になる．人びとはZによる観光化の利益の独占をなんとか防ごうとした．このことは，2度目の会議へとつながる布石となる．

2回目の会議についてくわしくみていこう．表1に，全体を5つの場面に区切って集団ごとの発言回数をまとめて示した．ここでは発言者を，KKAのメンバー（計7人），首長X，副首長Y，年長者（副首長Yを擁護している年長者たちや副首長Yの妻：計5人），Zとその親族（計8人），当事者（Zと土地を争っている隣人：計6人），行政役人（計4人）の7つの個人または集団ごとに分類して発言回数や平均時間を算出した．会議には全体で4時間30分が費やされ，32人が発言して，その総数は66回であった．

KKAのメンバーの発言回数が32%ともっとも多いのは，大首長代理を中心としたメンバー

表 1　会議の場面別にみたそれぞれの集団の発言回数

集団（人数）	集団ごとの発言数（回）						割合（%）
	場面Ⅰ 14:40-15:03	場面Ⅱ 15:03-15:27	場面Ⅲ 15:27-17:13	場面Ⅳ 17:13-18:08	場面Ⅴ 18:08-19:10	合計	
KKA（7）	1	3	8	5	4	21	32
首長（1）	2	2			1	5	7
副首長（1）			3			3	5
年長者（5）			6	2		8	12
Ｚと親族（8）		4	8	4	1	17	26
当事者（6）				6		6	9
行政役人（4）	1		5			6	9
合計（A）	4	11	30	17	6	66	100
総時間（分）（B）	23	24	106	55	62	270	
発言の平均時間（分）（B/A）	5.8	2.1	3.5	3.2	10.3	4.0	
最長の発言時間（分）	17	9	16	9	19		

注）場面Ⅰ～Ⅴについては，本文参照.

が出席者のそれぞれの発言に対して，ときに詳細な説明を要求しながら自身の見解を表明するとともに，会議のおわりにひとりひとりが総括を述べたからである．首長Ｘと副首長Ｙの発言の回数は少なく，発言の場面が偏っていることがわかる．そして年長者たちは常に副首長Ｙに加勢する発言をしていた．Ｚと親族たちは入れ代わり立ち代わり長短さまざまな発言をすることで，全体の発言回数の 26%を占めた．

以下では，この会議を便宜上，場面［Ⅰ］はじまりのことば，場面［Ⅱ］憲法と首長位，場面［Ⅲ］歴史と生活の実態，場面［Ⅳ］当事者による訴え，場面［Ⅴ］おわりのことばにわけて発言内容をくわしく分析する．

［Ⅰ］はじまりのことば（14:40～15:03：23 分）

首長Ｘと行政役人が短いあいさつをしたのに対して，KKA の大首長代理が 17 分間にわたって演説した．この演説によって，大首長代理はこの会議において KKA が議論の方向を決定する権力者であり，参加者は首長を敬い従うというアチョリの行動規範を順守しなければならないことを明示した．

［Ⅱ］憲法と首長位（15:03～15:27：24 分）

まずＺの娘が憲法とアチョリの行動規範を対立させる議論をなげかけた．彼女は憲法に規定された首長の立場に言及し，首長が国家法によって裁定された争いを覆すことはできないことを指摘した．つまり首長Ｘを含む当事者すべてに対して，Ｚの土地に対する権利の正統性

を主張しただけでなく，この問題に対して首長たちが行使する権力の非正統性を主張したのである．ただし彼女が直接的に批判したのは副首長Ｙと年長者たちであり，首長Ｘへの敬意を表すことができるように慎重にことばを選んでいたことも重要な点である．

これに対してKKAや首長Ｘは，憲法の問題には直接的にはふれずに，首長Ｘのもとにある人びとの慣習的な行動規範を主張し続けた．ただしこの議論には，わずか24分つまり全体の10分の1以下の時間しか費やされなかった．

［Ⅲ］歴史と生活の実態（15:27～17:13：106分）

アジュールでの首長ＸとＺの歴史や生活の実態についての議論がなされたこの場面には，全体のなかで一番長い時間が割かれた．そしておもな発言者も，実際にアジュール周辺に暮らしているＺの妻，副首長Ｙや年長者たちに移った．

Ｚの妻はＺがアジュールに50年以上前から暮らしているのに対して，首長Ｘがアジュールに暮らした実績がないことを強調した．これに対して年長者たちは土地が親族集団に属するという慣習をもちいて，外来者であるＺの土地への正統性を否定した．ただし実際に土地を相続した者[18]が外来者に対して土地を利用することを許した場合[19]に，土地の持ち主やその親族はむやみに外来者をその土地から追い出すべきではないとされている．つまりＺの妻を中心とした親族による主張と年長者たちによる主張は，どちらも地域社会で共有されている慣習に依拠しているが，人びとが直面している状況において相容れないものとして立ち現れている．そして双方が，みずからの主張を正統化しうる慣習の一部を強調しているのである．

また，現首長Ｘの父であるＭがＺの父にこの土地に住むことを許可したことが記された覚え書きを，副首長ＹがKKAにわたす場面がある．アチョリ社会では，たとえば成文化された慣習法がそうであるように，書面に書かれたことは書かれていないことよりも正式さを増す．この行為をとおして副首長Ｙは，覚え書きを受理したKKAがこの場において一番の権力者であることをもう一度明示したと同時に，Ｚの父は首長Ｘの父によってアジュールに居住する許可を与えられた，つまり土地の権利は現首長であるＸにあることを強調したのである．

さらにこの場面で特徴的なことは，アジュール周辺で暮らしてきた当事者たちがさまざまな思いをにじませていることである．たとえばＺの妻の発言には，数十年前に嫁いできてからアジュールの土地で暮らし，隣人とのあいだにも良好な社会関係を保っていたにもかかわらず，それをなぎ倒すように吹き荒れる土地争いに対するやるせなさをみることもできる．また

18）土地の持ち主とは，土地を保有している親族集団に属する父系親族から土地を相続した者であると定義する．

19）ある人が自分のものである土地を，ほかの人が利用することを許可するときには「与える（*miyo*）」または「助ける（*kony*）」ということばが使われる．

副首長 Y も慣習と首長位を守ってきたという経験に立脚して，アジュールという特定の土地に対する首長 X の権利を主張しているのである．

［Ⅳ］当事者による訴え（17:13～18:08：55 分）

隣人たちはそれぞれに争いの過程を語りながら Z の行動を糾弾した．ここでは隣人たちは，会議の流れを利用して Z に対して優勢な立場に立とうとした．同時に隣人たちが Z を批判することで，Z がパティコにおける逸脱者であるという認識が会議全体で共有された．そして KKA や首長 X は一方的に権力を行使しようとしているのではなく，隣人たちの意志を取り込んでいるという名分を得ることができた．

［Ⅴ］おわりのことば（18:08～19:10：62 分）

この場面では，KKA と首長 X が 62 分にわたってアチョリの行動規範に関する演説を続けた．首長 X は KKA のメンバーたちの演説によってつくられた首長優位の場の流れに乗りながら，地域住民全体と Z に対して，首長を中心とした秩序の在り方を丁寧に説いた．そして Z は KKA と首長 X によって発言の機会を与えられた．Z は土地の境界線を明らかにすることを強調しながらも，首長 X に従うことにおおむねのところ合意したのである．事実上，Z がここで KKA と首長 X の主張を全面的に拒否する選択肢は用意されていなかった．そしてさいごに，大首長代理はこの会議全体のなかでもっとも長い 19 分の演説をして会議の幕を引いた．つまり KKA と首長 X は，会議全体のなかで彼らが一貫して主張してきたことを 62 分のあいだに凝縮して，繰り返し語り続けることで，Z に対して引導を渡したのである．

それぞれの当事者が利用可能な正統性に依拠して議論するなかで，国家法と慣習の対立，そして人びとがさまざまな立場から提示する慣習相互の対立が立ち現れた．また Z と副首長 Y や年長者たち，Z と隣人たち，さらには Z とアジュール周辺の地域住民という多様でありながら重なり合う対立構造があった．そして KKA は，会議を進行し決定を促す権力者であった．首長 X は当事者でありながら，KKA の一員として振舞うことで KKA と同様の立場を創り出している．

このことは，会議のなかの発言内容からも明らかである．Z と彼の親族，あるいは副首長 Y や年長者は，Z が国家法にもとづいて測量をおこなった土地，Z とその親族が住んでいる土地，過去の首長 K が埋葬されている土地というように，特定の土地に関する個別具体的な主張をした．一方で KKA や首長 X は一貫して「パティコ」あるいは「アチョリ」の人びとが遵守するべき規範を語るといったように一般的な主張を繰り返した．つまり KKA と首長 X が依拠した論理は，個別具体的な論理を超えて人びとの行動を規定するメタな論理であった．

また前節では行政役人たちの発言にふれなかったが，その理由のひとつは彼らの発言が少なく，KKA 側と Z 側のどちらをも擁護しなかったためである．彼らは土地法に則った登記の重要性を指摘したが，同時に土地争いが地域社会の合意のもとに円滑に収拾されるべきであることも強調した．さらにわたしが会議後にインタビューしたときに，彼らは土地が登記されずに慣習に依拠して扱われる状況にいらだちを隠さなかったが，実際には経済的な問題のために登記が不可能である実情についてなかばあきらめをにじませた．つまり行政役人もまた，土地法に則って土地問題を解決することの限界を認識していた．

会議全体をとおして具体的には何も決まらなかった．議論の過程で首長 X は明確な答えを出すことができなかったし，Z もまた首長のことばにすり寄る姿勢をみせながらも国家法による手続きを強調し続けた．しかしながら最終的に Z は KKA や首長の発言を拒絶することはできず，参加者たちがそれを静かに見守ったことがこの会議の暗黙の結論であり，それを導いたのは KKA であった．そして KKA にとって具体的な結論を出さず，それぞれの当事者が問題を緩やかに回避することを促すことこそが重要だったのであり，この回避という対処法がこの地域の秩序を回復するために有効であった．

5．おわりに―首長の権力の発露と正統性

アチョリの首長の権力は，外部からの影響を受けながら変容してきた．1980 年代後半から始まったウガンダ北部内戦によって，社会全体が混乱するとともに首長は急速に弱体化していったが，1990 年代後半にはいると首長は公的な場に再登場することになった．その過程には，国家政策の転換や国際社会による援助が大きく影響していた．首長は KKA をつうじて国家や国際 NGO から支援を受けており，副首長，議長そして評議員を配置することで地域社会とのつながりを維持し続けている．つまりアチョリ社会における現在の首長制は，首長が国家や国際社会から地域の人びとにまでつながることができる重層的な構造をもっている．ただし首長たちの公的な立場は憲法によって非政治的なものとして規定されたために，アチョリ社会の内部においても首長の権力はその制限を受けることがある．

首長たちは KKA をつうじて国家や国際社会と地域社会の人びとをつなぐ「開かれた社会の媒介者」となった．そして KKA という新しいリソースを地域社会内で利用することでアチョリの代表者として振舞い，みずからがアチョリ準地域全体に及ぶ「アチョリの伝統」を創造することで，みずからが「伝統の守護者」であることを可視的に示そうとしてきた．つまり KKA は，ひとりひとりの首長とその下部組織だけではもちえないアチョリ全体に及ぶ正統性をつくりだしたのである．しかしながら KKA が自称する「アチョリ王国」の歴史は浅く地域社会との直接的なつながりをもたないために，KKA はそれだけでは機能しない．国家や国際社会とのつながりのなかで再起した首長が，地域社会の人びとに対して発言力をもつためには

首長自身や副首長たちの日々の実践が重要になる．

本論の事例の検討をとおして明確になったのは，首長たちが地域社会の人びととの交渉のなかで正統性を保持している姿である．首長たちの正統性は無条件に承認されるものではないし，その権力も絶対的なものではない．彼らには，具体的なできごとが起こったときに人びととの交渉の場において，みずからの正統性をつくりあげる過程を反復することが要請されている．

本論の土地をめぐる争いに関する会議の事例では，人びとはそれぞれの立場から自分の主張を正統化しようとしている．そこでは，権威化された首長の歴史と現在に至るまでの住民の生活実態がせめぎ合い，また慣習と国家法が対立するものとして提示された．しかしながらこの場で KKA や首長は民族的・地域的な規範としての「アチョリの伝統」にもとづいて，自分たちの立場が正統であることを提示している．つまり KKA や首長は，人びとがもちいる個別の生活に依拠した論理ではなく，その上位にあるメタな正統性―「アチョリ人は首長に従って平和に暮らさなければならない」という規範―を根拠とした議論をしている．この規範のもとでは，アチョリであるすべての人びとが争いをやめなければならないし，必然的に首長に対抗することも許されなくなる．このように，KKA と首長がメタな正統性に立脚した主張をすることができること，それが彼らの権力のひとつである．

ただしこのメタな正統性は，それぞれの首長ではなくアチョリ全体の「伝統の守護者」である KKA と結びついているのであるが，KKA は創造された新しいものであるために地域社会との直接的な関係をもたない．それゆえにそれぞれの場において人びとが，その「伝統」を承認しなければ，KKA の正統性は足元から崩れ落ちてしまう．だからこそ KKA や首長は，みずからの権力を具現化させるために会議の主催者になり，人びとの承認をえるための道筋をたてたのである．その場において人びともまた，KKA や首長の側に寄り添いながら対立する者を糾弾し，あるいは KKA や首長の発言を否定しないことで，正統性を実存化する過程に参与した．このように首長の正統性は，首長と地域住民が共在する場において生成するし，その権力は人びとの承認のうえに成立している．すなわち，人びとが会議の場における話し合いの過程に立ち会い，首長たちの正統性を承認することによって，首長たちの権力は対立する者のまえに立ち現れたのである．

KKA や首長は，司法の領域に踏み込んだ権力を行使している．しかしこの権力は成文化されたものでもなければ，物理的な強制力をともなうものでもないあいまいなものである．実際に KKA が土地の境界を明らかにすることはなく，争いの裁定は棚上げにされたことはいうまでもない．つまり首長たちの権力は，事実上では国家法に抗いながらも具体的なことをなにも決定しないことで争いの当事者間に緩衝地帯をもうける機能を果たした．土地争いにおける首長の役割は，国家法へのアクセスが経済的な格差によって限定されるなかで，地域社会に流れ込む国家法の影響力を調整することであり，強制力をともなう排除をせずに人びとが妥協しな

がらも共在できる状況をつくりだすことである．首長の立場はさまざまなリソースによって補強されてはいるものの決して盤石なものではないために，土地争いが再度この地域に降りそそぎ大地をかき乱す日がくるだろう．しかし磐石でないからこそ，地域の人びとが状況に応じて首長の権力を利用する可能性が残されている．そして人びとが現在の首長に求めていることもまた，争いの恒久的な解決ではなく，ひとつひとつの土地争いに雲の切れ間のような少憩をつくりだすことではなかろうか．

謝　辞

本調査は，卓越した大学院拠点形成支援プロジェクトの海外研究助成（2012 年度）と日本学術振興会の特別研究員奨励費（課題名「紛争後社会における人々の和解と平和構築に関する研究―ウガンダ北部アチョリを事例に」，研究課題番号 13J02856，2013 年度－2015 年度）によって実現した．また科学研究費補助金基盤研究（S）「アフリカの潜在力を活用した紛争解決と共生の実現に関する総合的地域研究」（研究代表　太田至）によって，日本アフリカ学会第 50 回学術大会フォーラム「土地をめぐる紛争と伝統的権威」（東京大学／2013 年 5 月）にて発表の場をいただき，さらに本稿を執筆する機会をいただいた．執筆においては，京都大学の太田至教授と佐川徹助教（現在，慶應義塾大学助教）をはじめとした多くの先生方のご指導を賜った．また査読者の先生方からは大変適切で有益なコメントをいただいた．ここに深く感謝いたします．

引　用　文　献

日本語文献

榎本珠良．2006．「北部ウガンダ紛争とアチョリ地域における共同体浄化儀式」『アジ研ワールド・トレンド―発展途上国の明日を展望する分析情報誌』134: 32-35.

川口博子．2014a．「死に対する賠償額の決定過程の変化と『手打ち』の儀礼」太田至編『アフリカ紛争・共生データアーカイブ第 1 巻』p. 79.

_____．2014b．「家畜による賠償と現金による賠償―慣習法が規定する賠償額」太田至編『アフリカ紛争・共生データアーカイブ第 1 巻』p. 81.

栗本英世．1988．「祭司・首長・王―ナイル系諸社会における政治権力の本質」『季刊人類学』19(4): 54-74.

小馬　徹．1984．「超人的力としての言語と，境界人としての指導者の権威―キプシギス族の行政首長考察」『アフリカ研究』24: 1-21.

武内進一．2003．「難民帰還と土地問題―内戦後ルワンダの農村変容」『アジア経済』6: 252-275.

中林伸浩．1984．「民族意識の形成と首長―西ケニア・イスハの植民地時代」『民族学研究』48(4): 433-443.

_____．2006．「ブソガ『王国』の復活とサブナショナリズム（2）」『金沢大学文学部論集　行動科学・哲学篇』26: 51-77.

平田浩司．1999．「ブガンダ王国における土地制度」『アフリカ研究』55: 67-79.

松本尚之．2008．『アフリカの王を生み出す人々―ポスト植民地時代の「首長位の復活」と非集権制社会』明石書店.

吉田昌夫．1978．『アフリカ現代史Ⅱ　東アフリカ』山川出版社.

吉野圭子．1969．「ウガンダにおける政治変動とナショナリズム―伝統的首長の役割」『アフリカ研究』9: 19-29.

英語文献

Acholi Times. (June 17, 2012)〈http://www.acholitimes.com/index.php/news/acholi-news/499-eight-out-of-ten-murder-cases-reported-in-gulu-district-arise-out-of-land-conflict〉(2014 年 2 月 10 日閲覧)

Allen, T. 2006. *Trial Justice: The International Criminal Court and the Lord's Resistance Army*. London: Zed Books.

_____. 2008. Ritural (Ab)use? Problem with Traditional Justice in Northern Uganda. In N. Waddell ed., *Courting Conflict? Justice, Peace and the ICC in Africa*. London: Royal African Society, pp. 47-54.

_____. 2010. Bitter Roots: The 'Invention' of Acholi Traditional Justice. In T. Allen ed., *The Lord's Resistance Army: Myth and Reality*. London: Zed Books, pp. 242-261.

Atkinson, R. 1994. *The Roots of Ethnicity: The Origins of the Acholi of Uganda before 1800*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.

Barber, J. 1965. The Moving Frontier of British Imperialism in Northern Uganda 1898-1919, *The Uganda Journal* 29(1): 27-43.

Batungi, N. 2008. *Land Reform in Uganda: Toward a Harmonised Tenure System*. Kampala: Fountain Publishers.

Behrend, H. 1999. *Alice Lakwena and the Holy Spirits War in Northern Uganda 1985-97*. Oxford: James Currey.

Bere, R. 1955. Land and Chieftainship among the Acholi, *The Uganda Journal* 19(2): 49-56.

Binsbergen, W. van. 1999. Nkoya Royal Chiefs and the Kazanga Cultural Association in Western Central Zambia Today. In E. Adriaan ed., *African Chieftaincy in a New Socio-Political Landscape*. Hamburg: LIT, pp. 97-133.

Bradbury, M. 1999. *An Overview of Initiatives for Peace in Acholi, Northern Uganda*. Massachusetts: Collaboration for Development Actions.

Dwyer, J. 1972. *The Acholi of Uganda: Adjustment to Imperialism*. Michigan: Columbia University.

Englebert, P. 2002. Patterns and Theories of Traditional Resurgence in Tropical Africa, *Mondes en Développment* 2(118): 51-64.

Girling, F. 1960. *The Acholi of Uganda*. London: Her Majesty's Stationary Office.

Gray, J. 1948. Rwot Ochama of Payera, *The Uganda Journal* 12(2): 121-128.

Hinz, M. 2011. Traditional Authorities: Custodians of Customary Law Development? In J. Fenrich *et al.* eds., *The Future of African Customary Law*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 153-169.

IRIN (Integrated Regional Information Networks). (March 13, 2009)〈http://www.irinnews.org/report/83447/uganda-getting-rid-of-the-ghosts-for-returnees-in-acholi〉(2014 年 2 月 10 日閲覧)

KKA (Ker Kwaro Acholi). (July, 2005) *Strategic Plan 2005-2007*.

Mabikke, S. 2011. *Escalating Land Grabbing in Post-conflict Regions of Northern Uganda: A Need for Strengthening Good Land Governance in Acholi Region*, Paper presented at the International Conference on Global Land Grabbing 6-8 April 2011.

Moorehead, A. 2000. *The White Nile*. New York: Perennial. First published in 1960.

Nyamnjoh, F. 2002. *'Our Traditional are Modern, Our Modernities are Traditional': Chieftaincy and Democracy in Contemporary Africa*. Dakar: Council for the Development of Social Science Research in Africa.

Oceng, D. 1955. Land and Tenure in Acholi, *The Uganda Journal* 19(2): 57-61.

Ogot, B. 1996. *The Jii-Speaking Peoples of Eastern Africa*. Kisumu: Anyange Press Ltd.

_____. 2009. *A History of the Luo-speaking People of Eastern Africa*. Kisumu: Anyange Press Ltd.

Oomen, B. 2005. *Chiefs in South Africa: Law, Power and Culture in the Post-Apartheid Era*. Oxford: James Currey.

Oxfam. 2007. *The Building Blocks of Sustainable Peace: The Views of Internally Displaced People in Northern Uganda*. Oxfam Briefing Paper 106.〈https://oxfam.qc.ca/sites/oxfam.qc.ca/files/2007-09-24_building_peace_Uganda.pdf〉（2013 年 2 月 10 日閲覧）

Pain, D. 1997. *"The Bending of Spears": Producing Consensus for Peace and Development in Northern Uganda*.〈http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/(httpEnvelopes)/6075BFD355C0D7F5C1257A000048EB23?OpenDocument〉（2013 年 2 月 10 日閲覧）

Ray, D. 2003a. Ghana: Traditional Leadership and Rural Local Governance. In D. Ray ed., *Grassroots Governance?: Chiefs in Africa and the Afro-Caribbean*. Brussels: International Association of School and Institution of Administration, pp. 83-122.

_____. 2003b. Rural Local Governance and Traditional Readership in Africa and the Afro-Caribbean: Policy and Research Implications from Africa to the Americas and Australasia. In D. Ray ed., *Grassroots Governance?: Chiefs in Africa and the Afro-Caribbean*. Brussels: International Association of School and Institution of Administration, pp. 1-30.

Rouveroy van Nieuwaal, E. van. 1996. State and Chiefs: Are Chiefs Mere Puppets?, *Journal of Legal Pluralism* 37(38): 39-78.

Twinomujuni, N. 2011. *Uganda District Information Handbook: Expanded Edition 2011-2012*. Kampala: Fountain Publishers.

Ubink, J. 2008. *Traditional Authorities in Africa: Resurgence in an Era of Democratisation*. Amsterdam: Leiden University Press.

UNDP, IOM and NRC. 2010. *Land or Else, Land-Based Conflict, Vulnerability and Disintegration in Northern Uganda*.〈http://reliefweb.int/report/uganda/land-or-else-land-based-conflict-vulnerability-and-disintegration-northern-uganda〉（2013 年 2 月 10 日閲覧）